



平成 25 年 7 月 22 日

各 位

会社名 株式会社デ・ウエスタン・セラピューティクス研究所
代表者名 代表取締役社長 日高 有一
(コード番号: 4 5 7 6)
問合せ先 取締役総務管理部長 上窪 彩子
TEL 0 5 2-2 1 8-8 7 8 5

第三者割当による行使価額修正条項付第 7 回新株予約権 (行使指定条項付) の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 22 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第 7 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。) の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

| | |
|--------------------------------------|---|
| (1) 割 当 日 | 平成 25 年 8 月 8 日 |
| (2) 新株予約権の総数 | 20,000 個 |
| (3) 発 行 価 額 | 新株予約権 1 個につき 1,935 円(総額 38,700,000 円) |
| (4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数 | 潜在株式数: 2,000,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は 798 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 2,000,000 株です。 |
| (5) 資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額) | 2,303,700,000 円 (差引手取概算額) |
| (6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件 | 当初 1,255 円。 行使価額は、割当日の翌々取引日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90%に修正されます。ただし、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。 |
| (7) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先) | 野村証券株式会社に対する第三者割当方式 |
| (8) そ の 他 | 当社は、割当予定先である野村証券株式会社 (以下「割当予定先」という。) との間で、割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定することができること、当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定することができること、割当予定先は当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、本新株予約権を取得すること、割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと等について合意する予定です。詳細については、別記「2. |

この文書は、当社の第 7 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

| | |
|--|--|
| | 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性」及び別記「6. 割当予定先の選定理由等 (6) その他」をご参照ください。 |
|--|--|

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日終値で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の資金調達の額は行使価額の水準により増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社は、プロテインキナーゼ^(注1)阻害剤^(注2)を中心とした新薬候補化合物の創製を手がける創薬バイオベンチャーです。当社の創薬基盤技術である、独自に開発した化合物ライブラリー^(注3)、細胞内情報伝達^(注4)研究に由来する分子薬理学^(注5)に基づくノウハウ、当社独自の標的タンパク質^(注6)の同定^(注7)方法であるドラッグ・ウエスタン法^(注8)を活用することで、基礎研究に特化した研究開発により、新薬候補化合物の創製を行っております。

また、当社は基礎研究に特化しており、一定段階（現在のところ非臨床試験に到達する前の段階を基準としております。）に到達した開発品について、製薬会社へのライセンスアウト^(注9)を実施しております。これにより、臨床開発の推進に強みを持つ製薬会社等が開発を行うこととなり、自社での開発を継続する場合に比べて、早期の上市^(注10)が期待されるとともに、低コストでの開発体制を構築しております。

これらの技術により、当社は製薬会社へのライセンスアウトが完了したパイプライン^(注11)を4つ保有しております。パイプラインの進捗状況は、抗血小板剤^(注12)「K-134」については米国前期第Ⅱ相臨床試験及び国内前期第Ⅱ相臨床試験を終了し、国内後期第Ⅱ相臨床試験を実施しております。緑内障治療剤^(注13)「K-115」については、国内第Ⅲ相臨床試験が終了し、試験結果の詳細な解析が進められております。抗癌剤「HMN-214」については、米国第Ⅰ相臨床試験を終了しております。また、平成25年3月に非臨床試験の前段階の開発品、新規緑内障治療剤「H-1129」のライセンスアウト契約締結に成功しております。

一方で、非臨床試験に到達する前段階の開発品をライセンスアウトすることには、交渉期間の長期化のリスクが存在し、また、ライセンスアウト後はライセンスアウト先の開発戦略に大きく依存することとなります。当社は、こうしたリスクによる当社事業への影響の軽減を図るため、非臨床試験以降の開発を自社で行うことを視野に入れ、事業領域を拡大することも必要であると考えております。

また、当社の対処すべき課題の一つとして、パイプラインの拡充を掲げておりますが、自社の研究開発を加速させるのと同様に、様々な開発ステージで構成された複数のパイプラインを保有することが重要であることから、自社開発品以外の有望な化合物のインライセンス（開発候補品の他社からの購入）の検討を積極的に進めていきたいと考えております。

今回の調達資金をこれまで実施してきたシグナル伝達阻害剤開発プロジェクトの開発や、新規化合物の探索・研究に充当することで新たなパイプラインを構築し、また、上記に記載のとおり、自社負担による非臨床試験以降の開発やインライセンス活動等にも充当することによって、より付加価値の高い収益構造を生み出すことを目指し、将来の更なる成長を見据えた事業展開を図る予定であり、中長期的な企業価値向上のため既存株主の皆様の利益に資するものであると判断しております。

<用語解説>

(注1) プロテインキナーゼ

ATP(アデノシン三リン酸と言われ、体内で作られる高エネルギー物質)等の生体のエネルギーの元となる低分子物質等のタンパク質分子にリン酸基を付加する(リン酸化^(注14))酵素です。タンパク質をリン酸化するキナーゼをプロテインキナーゼと呼び、タンパク質以外のものをリン酸化するものをキナーゼと言います。

(注2) 阻害剤

生体内の様々な酵素分子に結合して、その酵素の活性を低下若しくは消失させる物質を指します。医薬品としては、この酵素の活性を低下若しくは消失させることにより、病気の治療薬として利用しております。

(注3) 化合物ライブラリー

化合物ライブラリーとは、当社が長年にわたり蓄積してきた新薬候補化合物のタネの基となる化合物群です。これらの化合物の一つ一つは特徴的な性質を有しており、これらを基として、基礎研究や新薬候補化合物発見に役立っています。

(注4) 細胞内情報伝達

神経やホルモン等の細胞外からのシグナル(信号)を細胞内の必要な箇所へ伝えるシステムのことを言います。別の言い方では、シグナル伝達とも言います。

(注5) 分子薬理学

薬理学とは薬物が生体に対して、どのように影響を与えて効果を発揮しているかを調べたり、薬物を用いて生体の機能を明らかにする学問のことです。分子薬理学とはその薬理学の調査の対象を生物の化学的性質を失わない最小の構成単位、つまり遺伝子の単位で調べる学問です。

(注6) 標的タンパク質

薬物が作用する相手のタンパク質を標的タンパク質と呼びます。生体はタンパク質が生体内で相互に作用することによって機能しておりますが、多くの病気はタンパク質の異常な働きによって引き起こされております。これらの病気には標的となるタンパク質が必ずあると考えられております。

(注7) 同定

単離した化学物質が何であるかを決定することを指します。

(注8) ドラッグ・ウエスタン法(日本、欧州等4カ国で特許登録)

薬物の標的タンパク質の同定に使うバイオテクノロジーを応用した手法で、当社が発明し特許を保有しております。複雑なタンパク質精製プロセスを介せず、薬物が結合する少量のタンパク質を検出し、その遺伝子を同定することにより標的タンパク質を見出すことができる方法です。

(注9) ライセンスアウト

新薬候補化合物についての特許の実施権を、製薬企業等へ許諾することを言います。

(注10) 上市(じょうし)

新薬が承認され、実際に市場に出る(市販される)ことを言います。

(注11) パイプライン

薬剤ごとの創薬から販売までの開発プロジェクトのことを言います。

(注12) 抗血小板剤

抗血小板剤とは血小板(血液の成分の1つで血液の凝固や止血に重要な役割を果たしている成分)が有する機能の1つである凝集機能を阻害(抑制)する薬です。

(注13) 緑内障治療剤

緑内障とは視神経(網膜を含む)障害で眼底に特異的な異常が発生し、視野が欠損(視野狭窄)していく病気です。緑内障治療剤とはその緑内障による視野の欠損を抑える若しくは改善させる薬です。

(注14) リン酸化

タンパク質にリン酸基を付加させる化学反応であり、化学反応によりタンパク質の働きを調節すると考えられています。

(2) 本新株予約権の商品性

① 本新株予約権の構成

- ・ 本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は2,000,000株です。
- ・ 本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。ただし、下記②及び③に記載のとおり、当社が行使指定又は行使停止を行うことができますので、当社の裁量により、割当予定先に対して一定数量の範囲内での行使を義務づける、又は行使を行わせないようにすることが可能となります。
- ・ 本新株予約権の行使価額は、当初1,255円(発行決議日の東証終値の110%の水準)ですが、本新株予約権の割当日の翌々取引日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値の90%に相当する価額に修正されます。ただし、行使価額の下限は798円(発行決議日の東証終値の70%の水準)です。
- ・ 本新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌日以降約3年間です。
本新株予約権に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において、主に下記②乃至④の内容について合意する予定です。

② 当社による行使指定

- ・ 割当日の翌々取引日(以下「行使価額修正開始日」という。)以降、平成28年6月6日までの間において、当社の判断により、当社は割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定することができます(以下「行使指定」という。)
- ・ 行使指定に際しては、以下の要件を満たすことが前提となります。
 - (i) 行使指定を行った日(以下「行使指定日」という。)の東証終値が下限行使価額の120%の水準を下回っていないこと
 - (ii) 前回の行使指定日から20取引日以上の間隔が空いていること
 - (iii) 当社が、未公表の重要事実を認識していないこと
 - (iv) 当社株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと
 - (v) 停止指定(下記③に定義する。)が行われていないこと
 - (vi) 当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し(ストップ高)又は下限に達した(ストップ安)まま終了していないこと
- ・ 当社が行使指定を行った場合、割当予定先は、原則として、行使指定日の翌取引日から20取引

この文書は、当社の第7回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

日（以下「指定行使期間」という。）以内に指定された数の本新株予約権を行使する義務を負います。

- ・ 一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社株式の数が、行使指定日の前取引日までの 20 取引日又は 60 取引日における当社株式の 1 日あたり平均出来高の最も少ない方に 2 を乗じて得られる数と 2,000,000 株（本新株予約権の目的となる株式の総数）のいずれか小さい方を超えないように指定する必要があります。
- ・ ただし、行使指定後、当該行使指定に係る指定行使期間中に東証終値が下限行使価額を下回った場合には、以後、当該行使指定の効力は失われます。
- ・ 当社は、行使指定を行う際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

③ 当社による行使停止

- ・ 当社は、本新株予約権の割当日の翌日以降、平成 28 年 8 月 8 日までの間において、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間（以下「停止指定期間」という。）を指定（以下「停止指定」という。）することができます（ただし、上記②の行使指定を受けて割当予定先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指定を行うことはできません。）。
- ・ なお、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができます。
- ・ 停止指定を行う際には、停止指定を行った旨及び停止指定期間を、また停止指定を取消す際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

④ 割当予定先による本新株予約権の取得の請求

本新株予約権発行後、平成 28 年 6 月 30 日までの間のいずれかの取引日の東証終値が下限行使価額を下回った場合、又は平成 28 年 7 月 1 日以降はいつでも、割当予定先は当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより本新株予約権を取得します。

(3) 本新株予約権を選択した理由

数あるエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

（本新株予約権の主な特徴）

<当社のニーズに応じた特徴>

① 過度な希薄化の抑制が可能なこと

- ・ 本新株予約権は、潜在株式数が 2,000,000 株（発行決議日現在の発行済株式数 20,695,900 株の 9.66%）と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。
- ・ 本新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができるため、当社が行使指定を行わずとも株価が下限行使価額を上回る水準では行使が進むことが期待される一方、当社は、当社株式動向等を勘案して停止指定を行うことによって、株式発行を行わないようにすることができます。

② 株価への影響の軽減が可能なこと

下記の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

- ・ 行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組み

この文書は、当社の第 7 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

となっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと

- ・ 下限行使価額が 798 円（発行決議日の東証終値の 70%の水準）に設定されていること
 - ・ 行使指定を行う際には、東証終値が 957 円（下限行使価額の 120%の水準）以上である必要があり、また、上記「(2) 本新株予約権の商品性 ②当社による行使指定」に記載のとおり、一度に行使指定可能な数量の範囲は行使指定直前の一定期間の出来高を基本として定められることとなっており、行使が発生する株価水準や株式発行による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること
- ③ 資本政策の柔軟性が確保されていること
- 資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

<本新株予約権の主な留意事項>

本新株予約権には、主に、下記④乃至⑦に記載された留意事項がございますが、当社といたしましては、上記①乃至③に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

- ④ 本新株予約権の行使価額は、上記「(2) 本新株予約権の商品性 ①本新株予約権の構成」に記載のとおり、下限行使価額は 798 円（発行決議日の東証終値の 70%の水準）に設定されており、また、株価が一定水準以上でない限り行使指定ができないため、株価水準によっては資金調達できない可能性があります。
- ⑤ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ⑥ 一度に行使指定可能な数量の範囲を定める基準として行使指定直前の一定期間の出来高があるため、当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。
- ⑦ 本新株予約権発行後、東証終値が下限行使価額を下回った場合には、割当予定先が当社に対して取得請求を行う場合があります。

(他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴)

- ⑧ 公募増資により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株あたりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。一方、本新株予約権においては、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が予定される本新株予約権の行使に際して払い込まれる金額の総額を下回る可能性があるものの、上記②に記載の仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---------------|--------------|---------------|
| 2,320,700,000 | 17,000,000 | 2,303,700,000 |

- (注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額です。
- 2 行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
- 3 発行諸費用の概算額は、弁護士・新株予約権評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費

用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等)の合計です。

4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な用途

上記差引手取概算額 2,303,700,000 円については、シグナル伝達阻害剤開発プロジェクトにおける研究開発資金、新規化合物の探索・研究のための研究開発資金、緑内障治療剤バックアップ化合物の非臨床試験以降の研究開発資金並びにインライセンス資金（他企業からのパイプラインの権利獲得のための資金）に充当する予定です。具体的な内訳は以下のとおりです。

| 手取金の用途 | 想定金額 | 支出予定時期 |
|-------------------------------------|---------|---------------------------|
| ①シグナル伝達阻害剤開発プロジェクトにおける研究開発資金 | 500 百万円 | 平成 25 年 10 月～平成 29 年 10 月 |
| ②新規化合物の探索・研究のための研究開発資金 | 300 百万円 | 平成 26 年 1 月～平成 28 年 1 月 |
| ③緑内障治療剤バックアップ化合物の非臨床試験以降の研究開発資金 | 700 百万円 | 平成 25 年 12 月～平成 28 年 12 月 |
| ④インライセンス資金（他企業からのパイプラインの権利獲得のための資金） | 残額 | 平成 25 年 10 月～平成 26 年 10 月 |

(注) 1 上記差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

2 上記資金用途は平成 29 年 12 月期までの資金用途の内訳を記載したものでありますが、本新株予約権の行使状況により資金調達額や調達時期が決定されることから、上記資金用途の①、②、③、④という優先順位で充当する予定であり、上記資金用途の内訳については変更する可能性があります。本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。買取契約には、当社による行使指定条項が定められておりますが、行使指定を行うためには市場における当社株価が下限行使価額を一定程度上回る必要が生じます。したがって、市場における当社株価の動向によりましては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権の全部又は一部が行使されない場合においては、研究開発活動等の推進計画に支障が生じることが想定されるため、それまでの間に資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う予定であります。

- ① シグナル伝達阻害剤開発プロジェクトにおける研究開発資金につきましては、平成 25 年 10 月から平成 29 年 10 月における、緑内障バックアップ化合物以外のプロジェクトの対象化合物の最適化を完了させるために資金充当をする予定です。なお、緑内障バックアップ化合物以外の現在の開発ステージは基礎研究です。
- ② 新規化合物の探索・研究のための研究開発資金につきましては、平成 26 年 1 月から平成 28 年 1 月における現在開発中以外の新規のプロジェクトの創出のために充当する費用です。この充当により、当社は基礎研究のプロジェクトの拡充を行ってまいります。
- ③ 上記「2. 募集の目的及び理由（1）資金調達の主な目的」に記載のとおり、非臨床試験に到達する前段階の開発品をライセンスアウトすることには、交渉期間の長期化やライセンスアウト後の開発戦略がライセンスアウト先の開発に大きく依存するといったリスクもあると考えております。左記の考えのもと、緑内障バックアップ化合物については、開発費を自社負担することによって非臨床試験以降の開発を自社で行っていくことを計画しており、平成 25 年 12 月から平成 28 年 12 月における非臨床試験以降の開発資金に充当する予定です。なお、緑内障バックアップ化合物の現在の開発ステージは、リード化合物^(注)の選定を完了しております。

この文書は、当社の第 7 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- ④ インライセンス資金につきましては、開発ステージが初期以降にある自社開発ではないパイプラインのインライセンスを検討し、それらを導入することにより自社のパイプラインの強化を図ってまいります。

<用語解説>

(注) リード化合物

リード化合物とは、医薬品候補化合物としての十分な活性や物性を有する化合物をいいます。

リード化合物はその後、効果や安全性をより高め、生体内での吸収、代謝、排泄等を考慮して医薬品として望ましい性質を持った化合物に最適化されます。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都港区赤坂二丁目 17 番 22 号 代表取締役 CEO 野口真人）（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）に依頼しました。プルータス・コンサルティングは、売却の際には、現在の売買出来高が今後も継続することを前提として市場に売却することを想定しつつ、当社株式の株価変動率、本新株予約権の行使条件等を勘案し、新株予約権の評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しています。当社は、プルータス・コンサルティングの評価を参考にしつつ、上記「2. 募集の目的及び理由(2) 本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権の特徴や本スキームの内容を勘案の上、本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。また、取締役会での発行決議に関する手続きについて、監査役全員（社外監査役計 3 名）から取締役会が本新株予約権の発行が有利発行に該当しないと判断したことを含め、適法であるという趣旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大 2,000,000 株であり、発行決議日現在の当社議決権総数（206,919 個）に対する比率は 9.66%と限定的であります。

また、本新株予約権全てが行使された場合における最大交付株式数 2,000,000 株に対し、当社株式の過去 1 年間における 1 日あたりの平均出来高は 1,170,535 株であることや、上記「2. 募集の目的及び理由(2) 本新株予約権の商品性」に記載のとおり、当社が行使指定を行う際には、行使指定直前の出来高を基本的な基準として一度に行使指定可能な数量の範囲を定めることとなっていることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要（平成25年3月31日現在）

| | | | |
|---------------------------|--|------------|------------|
| (1) 商号 | 野村證券株式会社 | | |
| (2) 本店所在地 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | | |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表執行役社長 永井 浩二 | | |
| (4) 事業内容 | 金融商品取引業 | | |
| (5) 資本金の額 | 10,000百万円 | | |
| (6) 設立年月日 | 平成13年5月7日 | | |
| (7) 発行済株式数 | 201,410株 | | |
| (8) 事業年度の末日 | 3月31日 | | |
| (9) 従業員数 | 12,893名(単体) | | |
| (10) 主要取引先 | 投資家ならびに発行体 | | |
| (11) 主要取引銀行 | 三井住友銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、農林中央金庫 | | |
| (12) 大株主及び持株比率 | 野村ホールディングス株式会社 100% | | |
| (13) 当社との関係等 | | | |
| 資本関係 | 割当予定先が保有している当社の株式の数：67,900株 (平成25年6月30日現在) 当社が保有している割当予定先の株式の数：0株 | | |
| 人的関係 | 当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。 | | |
| 取引関係 | 主幹事証券会社 | | |
| 関連当事者への該当状況 | 割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。 | | |
| (14) 最近3年間の経営成績及び財政状態（単体） | | | |
| 決算期 | 平成23年3月期 | 平成24年3月期 | 平成25年3月期 |
| 純資産 | 872,865 | 901,990 | 966,052 |
| 総資産 | 10,501,025 | 10,439,204 | 10,258,521 |
| 1株当たり純資産(円) | 4,333,774 | 4,478,379 | 4,796,445 |
| 営業収益 | 613,392 | 580,271 | 662,450 |
| 営業利益 | 86,378 | 56,639 | 139,068 |
| 経常利益 | 86,240 | 57,163 | 138,497 |
| 当期純利益 | 50,666 | 27,316 | 88,171 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 251,558.29 | 135,623.31 | 437,769.03 |
| 1株当たり配当金(円) | — | 130,000 | 422,000 |

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 割当予定先は、株式会社東京証券取引所の取引参加者であります。

この文書は、当社の第7回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (3) 本新株予約権を選定した理由」に記載のとおり、野村證券株式会社が、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本新株予約権を提案したことに加え、同社が、①当社の主幹事証券会社として良好な関係を構築してきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること、等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本第三者割当は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である野村證券株式会社は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡せず、また、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式は当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先である野村證券株式会社が平成 25 年 6 月 27 日付で関東財務局長宛に提出した第 12 期有価証券報告書の平成 25 年 3 月 31 日における貸借対照表により、割当予定先が本新株予約権の払込みに要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役社長である日高有一は、その保有する当社普通株式について割当予定先への貸株を行う予定です。

割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) その他

当社は、割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性 ②乃至④」に記載の内容以外に、下記の内容について合意する予定です。

<割当予定先による行使制限措置>

- ① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせない。
- ② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

<割当予定先による新株予約権の譲渡制限>

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

7. 大株主及び持株比率

| 募集前（平成 25 年 6 月 30 日現在） | |
|--------------------------------------|--------|
| 日高 弘義 | 16.33% |
| 日高 有一 | 14.49% |
| 若狭 佐智子 | 4.02% |
| 日高 万由子 | 1.73% |
| 大阪証券金融株式会社 | 1.70% |
| 松井証券株式会社 | 1.68% |
| 日高 邦江 | 1.44% |
| 若狭 沙綾 | 1.08% |
| 株式会社 S B I 証券 | 1.01% |
| エムエルアイ イーエフジー ノン トリーティ カस्टディー アカウント | 0.70% |

(注) 今回の募集分については長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

8. 今後の見通し

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化につながるものと考えております。

なお、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途（注）2」に記載のとおり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されます。当社は、実際の行使状況を踏まえてそれぞれの使途ごとに支出金額・時期を決めていく方針であり、今期に支出する結果、今期業績予想の見直しが必要となった場合には速やかにその旨を開示する予定です。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の 25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（単体）

| | 平成22年12月期 | 平成23年12月期 | 平成24年12月期 |
|-------------------------------|------------|------------|------------|
| 売上高 | — | 20,000千円 | 112,500千円 |
| 営業利益又は営業損失(△) | △409,908千円 | △351,042千円 | △257,698千円 |
| 経常利益又は経常損失(△) | △407,881千円 | △353,688千円 | △255,181千円 |
| 当期純利益 又は当期純損失(△) | △418,396千円 | △354,665千円 | △256,137千円 |
| 1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△) | △24.18円 | △20.46円 | △14.49円 |
| 1株当たり配当金 | — | — | — |
| 1株当たり純資産 | 55.85円 | 36.43円 | 24.86円 |

(注) 当社は連結財務諸表を作成しておりません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成25年7月22日現在）

| | 株式数 | 発行済株式数に対する比率 |
|-----------------------|-------------|--------------|
| 発行済株式数 | 20,695,900株 | 100% |
| 現時点の行使価額 における潜在株式数 | 518,000株 | 2.50% |

(注) 上記潜在株式数は全てストックオプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

| | 平成23年12月期 | 平成24年12月期 | 平成25年12月期 |
|----|-----------|-----------|-----------|
| 始値 | 140円 | 114円 | 131円 |
| 高値 | 308円 | 150円 | 3,755円 |
| 安値 | 59円 | 93円 | 130円 |
| 終値 | 114円 | 129円 | 1,204円 |

(注) 平成25年12月期については、平成25年7月19日現在で表示しております。

② 最近6か月間の状況

| | 平成25年 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 |
|----|-------------|------|--------|--------|--------|--------|
| 始値 | 201円 | 212円 | 372円 | 2,953円 | 1,710円 | 773円 |
| 高値 | 225円 | 437円 | 3,050円 | 3,755円 | 1,925円 | 1,651円 |
| 安値 | 159円 | 210円 | 328円 | 1,527円 | 538円 | 750円 |
| 終値 | 206円 | 292円 | 2,945円 | 1,785円 | 773円 | 1,204円 |

(注) 7月については、平成25年7月19日現在で表示しております。

この文書は、当社の第7回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

③ 発行決議日における株価

| | 平成 25 年 7 月 22 日 |
|-----|------------------|
| 始 値 | 1,214 円 |
| 高 値 | 1,244 円 |
| 安 値 | 1,122 円 |
| 終 値 | 1,141 円 |

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株予約権の発行（第 6 回新株予約権）

| | |
|-----------------------|---|
| 発行期日 | 平成 23 年 10 月 3 日 |
| 調達資金の額 | 415,889,100 円（差引手取概算額：408,889,100 円） |
| 新株予約権の総数 | 300 個 |
| 発行価額 | 総額 1,889,100 円（新株予約権 1 個につき金 6,297 円） |
| 募集時における発行済株式数 | 17,318,900 株 |
| 募集時における潜在株式数 | 3,000,000 株 |
| 現時点における行使状況 | 行使された新株予約権の数：300 個（未行使残高 0 個） |
| 現時点における潜在株式総数 | — |
| 割当先 | マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 |
| 発行時における当初の資金使途・支出予定時期 | シグナル伝達阻害剤開発プロジェクトにおける研究開発費として 204 百万円、事業運転資金として 204 百万円を充当予定（支出予定時期はいずれも平成 25 年 1 月から平成 25 年 12 月までです。）。 |
| 現時点における資金の充当状況 | 平成 25 年 2 月に全新株予約権の権利行使が完了しております。調達資金は現時点では未充当ですが、平成 25 年 12 月期以降、当初予定どおり、シグナル伝達阻害剤開発プロジェクトにおける研究開発費と事業運転資金に充当予定です。 |

この文書は、当社の第 7 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(別紙)

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所第7回新株予約権発行要項

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所第7回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）の発行要項は以下のとおりとする。

1. 新株予約権の総数 20,000 個
2. 振替新株予約権 本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「**社債等振替法**」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。
3. 新株予約権の目的である株式の種類および数
（1）本新株予約権の目的である株式の種類および総数は当社普通株式2,000,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「**交付株式数**」という。）は、100株とする。）。ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
（2）当社が第6項の規定に従って行使価額（第4項第(1)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、第6項に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。

- （3）前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
 - （4）調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第6項第(2)号、第(4)号および第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - （5）交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に通知する。ただし、第6項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
（1）本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

この文書は、当社の第7回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (2)行使価額は、当初1,255円とする。ただし、行使価額は、第5項または第6項に従い、修正または調整されることがある。
5. 行使価額の修正 (1)平成25年8月12日(以下「**行使価額修正開始日**」という。)以降、第19項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「**修正日**」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「**東証**」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「**修正日価額**」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「**修正後行使価額**」という。)
- ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が798円(ただし、第6項第(1)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「**下限行使価額**」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
- (2)前号により行使価額が修正される場合には、当社は、第14項第(2)号に定める払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。
6. 行使価額の調整 (1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「**行使価額調整式**」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{\text{時 価}}$$

- (2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ①時価(本項第(3)号②に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)
- 調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「**当社普通株主**」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
- ②当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合
- 調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、または当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第

(3)号⑤に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券または権利(以下「**取得請求権付株式等**」という。))の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)) (以下「**取得条項付株式等**」という。)) に関して当該調整前に本号③または⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号⑥に定義する。以下同じ。))が、(i)上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号③に定義する。以下同じ。))を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本⑤において「**取得価額等**」という。))の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「**取得価額等修正日**」という。))における時価を下回る価額になる場合

(i)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普

通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③または上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1 か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については第19項第(2)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑦本号①乃至⑤に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (3) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- ②行使価額調整式および本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号⑥の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証（ただし、株式会社大阪証券取引所（以下「大証」という。）との現物市場統合が行われた平成25年7月16日より前については大証とする。）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- ③行使価額調整式および本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場

合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

- ④当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数含まないものとする。
- ⑤本項第(2)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。
- ⑥本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、(i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）および取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
- ③その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により

行使価額の調整を必要とするとき。

④行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5)本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第5項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

(6)本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

7. 新株予約権の行使可能期間 平成25年8月9日から平成28年8月8日までの期間（以下「**行使可能期間**」という。）とする。ただし、当社普通株式に係る株主確定日およびその前営業日（機構（第16項に定義する。以下同じ。）の休業日等でない日をいう。）ならびに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 新株予約権の取得条項 (1)当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後15日を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2)当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「**組織再編行為**」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3)当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄もしくは整理銘柄に指定された場合または上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日または上場廃止が決定した日の翌銀行営業日に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4)本項第(1)号および第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、本新株予約権

者に通知する。

10. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権1個あたり1,935円
11. 新株予約権の払込総額 38,700,000円とする。
12. 新株予約権の割当日 平成25年8月8日
13. 新株予約権の払込期日 平成25年8月8日
14. 新株予約権行使請求および払込の方法 (1)本新株予約権の行使請求は、機構または口座管理機関（社債等振替法第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
(2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構または口座管理機関を通じて現金にて第18項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に払い込むものとする。
(3)本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
15. 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）
17. 新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
18. 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 名古屋駅前支店
19. 新株予約権行使の効力発生時期等 (1)本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
(2)当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
20. 単元株式数の定め 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置の廃止等に伴う 置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
取扱い
21. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を野村証券株式会社に割当てる。
22. 申込期間 平成25年8月8日
23. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
24. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由 一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動および割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金1,935円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第4項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成25年7月22日の東証における当社普通株式の普通取引の終値の110%に相当する金額とした。

この文書は、当社の第7回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。